

雇用保険 雇用継続給付

雇用継続給付の内訳	高年齢雇用継続給付	高年齢雇用継続基本給付金 高年齢再就職給付金	賃金が下がった 60 歳以上 65 歳未満を支援
	育児休業給付	育児休業基本給付金 育児休業者職場復帰給付金	育児休業者を支援
	介護休業給付	介護休業基本給付金	介護休業者を支援

それぞれの支給要件と支給額、支給期間は下表の通りです。

また、これらに関する所定の規則や計画を定めて実施する事業主に対して支給される助成金（ご希望によりご紹介いたします。）があります。労使双方を支援する仕組みですので、一度ご検討ください。

概要説明	支給要件（概要）	支給額と支給期間
60 歳以上 65 歳未満の一定の被保険者で、60 歳時点に比べて賃金が低下した状態で働いていて、基本手当（失業したときに支払われる雇用保険の給付金）を受給しないで引き続き雇用されている被保険者に対して支給される。	次の全てに該当すること。 1. 臨時や日雇いではない。 2. 60 歳時点に比べて賃金が 75% 未満。 3. 60 歳に達した日に算定基礎期間（通算の雇用保険の被保険者期間であり、基本手当を受給するとゼロとなる。）が 5 年以上あること、又は、60 歳に達した日後に算定基礎期間が 5 年に達している。	新賃金が旧賃金の 61% 未満 新賃金額の 15% を支給 新賃金が旧賃金の 61% 以上 75% 未満 新賃金額 × 厚労省令で定める率が 65 歳に達する日の属する月まで支給される。
60 歳以上 65 歳未満の一定の被保険者で、60 歳時点に比べて賃金が低下した状態で働いていて、基本手当を受給して再就職した被保険者に対して支給される。	次の全てに該当すること。 1. の 1. と同じ。 2. の 2. と同じ。 3. 再就職した時点での基本手当の支給残日数が 100 日以上ある。 4. 離職日に算定基礎期間が 5 年以上ある。	新賃金が旧賃金の 61% 未満 新賃金の 15% を支給 新賃金が旧賃金の 61% 以上 75% 未満 新賃金額 × 厚労省令で定める率が所定の年数、又は、65 歳に達する日の属する月まで支給される。
1 歳（平成 17 年 4 月からは条件を満たせば 1 歳半）に満たない子を養育するために休業した一定の被保険者に対して支給される。	休業開始日の前 2 年間にみなし被保険者期間（休業開始日からさかのぼった 1 ヶ月ごとの賃金の支払いが 11 日以上あった期間）が通算して 12 ヶ月以上ある。	1 支給単位期間（休業開始日から 1 ヶ月単位 暦月単位）の支給額 = 休業開始時賃金日額 × 30/100 × 支給日数 休業中に賃金が支払われた場合は支給額が調整される。
を受給できる被保険者に対して支給される。	休業期間中に雇用されていた事業主に休業終了後に引き続いて 6 ヶ月以上雇用されている。	支給額 = 休業開始時賃金日額 × 10/100 × 支給単位期間における支給日数を合計した数
対象家族（配偶者・父母・子・配偶者の父母、同居し扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫）を介護するために休業した一定の被保険者に対して支給される。	休業開始日の前 2 年間にみなし被保険者期間が通算して 12 ヶ月以上ある。	1 支給単位期間の支給額 = 休業開始時賃金日額 × 40/100 × 支給日数 休業中に賃金が支払われた場合は支給額が調整される。

なお、今回の内容は 労働保険の年度更新（労災・雇用保険料の申告と納付）です。

来るべき 2005 年の岡山国体を目前に控え

高梁初!!

ソフトボールのクラブチーム

高梁クラブ

沈黙を破って結成!!

Takahashi Club



公式戦初戦

詳しくは西川事務所まで

平成 17 年度岡山県体育大会 兼
第 60 回国民体育大会選考会

4 月 9 日・10 日 新見ピオーネ球場他

練習日：毎週土曜日または日曜日を予定

主戦力ってどんな人？



熟練技術、知恵



女性用品企画デザイン

有事の際の保障は？



人・物・金・情報

活かすために...

雇用（事業主向け）

（求職者向け）就職

無料相談会 年金

3月16日(水)、22日(火)、29日(火) 西川事務所にて



早朝・深夜・不規則労働



障害・傷病者加齢リテラ

ご参考までに（抜粋）

法改正

育児・介護関係

- 育児休業が条件付きで6か月延長 = H17.4.1~
- 上記条件の育児休業中は雇用保険からの保険給付期間を延長 = H17.4.1~
- 介護休業は家族が常時介護を必要とする状態に至るごとに通算93日まで = H17.4.1~

年金関係

- 厚生年金保険料率を0.354%ずつ段階的引上げ
毎年9月分（H16のみ10月分）から
H29.9月分以降は18.3% = H16.10.1~
- 国民年金保険料を280円ずつ段階的引上げ
毎年4月分から
H29.4月分以降は16,900円 = H17.4.1~
- 被扶養配偶者未申請による国民年金保険料未納への救済措置 = H17.4.1~

高齢者関係

- 定年の段階的引上げ
~ H19.3.31 : 62歳、~ H22.3.31 : 63歳、
~ H25.3.31 : 64歳、H25.4.1~ : 65歳 = H18.4.1~

助成金

- 定年延長・高齢者継続雇用奨励
定年引上げにより近年廃止の見込み
- 弱者（高齢、障害、若年、母子家庭の母など）雇用奨励
- 育児・介護支援
- 職業訓練奨励、離職予定者求職支援
- 新規創業支援

就業規則

- 法改正および助成金への対応
- 法令遵守の機運、多様化したライフスタイルへの対応
労働時間管理体制、安全配慮義務、短時間
正社員制度
- 監督署からの是正勧告への対応

年金

- 55歳以上は社会保険庁へ受給見込み額を照会可能
- もらい忘れは5年前までさかのぼって請求可能
- 年金手帳が複数ある、記載漏れがある は最悪無年金

雇用・就職・離職

- 求人情報の書き方と読み取り方
- 離職に関する留意点

今すぐ使えるフリーソフト



Schedule Watcher Version 4.00

<http://www31.ocn.ne.jp/~sakosoft/sw41.htm>

卓上カレンダーに書き込む感覚で使える軽快な万年スケジューラです。祝日・休日・記念日・六曜の設定や、分類による行事の色分け、週の月曜・日曜始まりの切り替え、アラームの設定、メモ（スケジュール書き込みとは別）の入力など、自分好みにアレンジできるのがウレシイ。

社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得
社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183
TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184
e-Mail nishikawa-koji@gold.ocn.ne.jp

ご存知ですか？ こんな法律

定期健康診断（労働安全衛生法 則第44条第1項）

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰（かくたん）検査
- 血圧の測定 貧血検査 肝機能検査
- 血中脂質検査 血糖検査 尿検査 心電図検査

保健指導（労働安全衛生法 第66条の7）

事業者は、一般健康診断（雇入時、定期、特殊業務従事者）若しくは事業主指定以外の医師等による健康診断又は自発的健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、保健師による保健指導を行うように努めなければならない。